



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県総務事務システム再構築業務委託 一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年9月30日までとします。

(4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書及び入札書を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年間に国、都道府県又は政令指定都市における総務事務に係るシステム開発業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 西庁舎1階

長野県総務部総務事務課新システム開発係

電話 026 (235) 7122

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月25日(金) 午後2時

(2) 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

6 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成30年7月4日(水) 午後5時

郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、7月4日(水)午後5時までに必着とします。

イ 提出場所 4の場所

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年7月27日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成30年5月31日(木)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

別記「長野県総務事務システム再構築業務委託落札者決定基準」によります。

7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Nature of service to be purchased:

Development of the integrated system for the internal administrative work for Nagano Prefectural Government

(2) Contract Duration:

From the first day of the contract term through September 30, 2020

(3) Contact place for information about the tender; description/conditions/ other inquiries:

General Administrative Affairs Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture
692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City
TEL: +81-26-235-7122 (Japanese only)

(4) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00pm, July 27, 2018

Place: Meeting Room #108, Nagano Prefectural Government West Annex

(5) Time limit for the tender and the delivery location:

Time: 5:00pm, July 4, 2018

(By mail, tenders must be submitted by 5:00pm, July 4, 2018)

Place: General Administrative Affairs Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

長野県総務事務システム再構築業務委託落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県総務事務システム再構築業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、入札価格及び入札価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定方法

ア 有効な入札を行った者について、技術提案の内容、入札価格等の評価を行う。

イ 落札候補者は、予定価格制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、アの評価による入札価格に関する評価点（以下「価格点」という。）と入札価格以外の条件に関する評価点（以下「価格以外の評価点」という。）との合計（以下「総合評価点」という。）

が最も高い者とする。

ウ 價格以外の評価点は、技術提案に対する評価点（以下「技術評価点」という。）とライフサイクルコストに対する評価点（以下「L C評価点」という。）の合計点とする。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点も同点のときには価格点の高い者を落札候補者とし、価格点も同点のときは、これらの者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、これらの者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者は、政令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者の意見を聴いた上で決定する。

3 総合評価点の配分

満点は2,000点とし、各評価点の内訳は次のとおりとする。

(1) 價格点 300点

(2) 價格以外の評価点 1,700点（技術評価点 1,500点、L C評価点 200点）

4 價格点

価格点は、次の算式により算出する。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 300\text{点}$$

5 技術評価

(1) 評価方法

技術評価は、技術提案書と提案者の行うプレゼンテーションをもとに別表第1「評価項目一覧」に基づき総合評価審査会（以下「審査会」という。）が行う。

(2) 技術評価の配点

技術評価の分野ごとの配点及び比率は別表第2のとおりとする。

(3) 技術評価点

技術評価点は、次の算式により算出する。

$$\text{評価項目の得点} = \text{評価項目の配点} \times \text{採点}$$

(4) 評価項目の採点基準及び採点方法

技術提案書の内容が仕様書の内容に合致しているかを、次の表に基づいて判断し、採点する。

評価	記載内容	必須機能を満たす	不都合がない	有用な提案である	採点
5	必須機能を大きく上回る提案があり、その提案が有用で、非常に優れた提案である。（相対評価）	○	○	○	1
4	必須機能を大きく上回る提案があり、その提案が有用である。（相対評価）	○	○	○	0.5
3	必須機能を上回る提案があり、提案が有用である。	○	○	○	0.3
2	必須機能を満たしている。	○	○	×	0.1
1	必須機能は満たしているが、必須機能の提案内容に不都合（職員の運用負荷が高い、提案内容が不明瞭、実現性に疑義等）が予想される。	○	×	×	0

(注) 追加提案及び代替提案の記載に当たっては、実現方法を明記すること。

なお、必須機能の提案内容に対して次の事項が見受けられる場合は、失格とする。

ア 対応不可能

イ 実施方法の記載なし

ウ 代替提案では必須機能の代替と認められないもの

6 L C評価点

L C評価点は次の算式により算出する。

$$\text{L C評価点} = (1 - \text{見積価格} \div \text{県の見積価格}) \times 200\text{点}$$

7 その他

(1) 有効桁

算出した各評価点の小数点第2位はそれぞれ四捨五入とする。

(2) 評価の非公表

ア 評価内容については、規則第157条の13に規定されている範囲以外は公表しない。

イ 入札参加者に対しては、落札者及び各応札者の価格点、技術評価点（機能要件、機能要件以外）及びL C評価点を通知し、失格となつた者についてはその理由を併せて通知する。

(別表第1)「評価項目一覧」

分野	評価項目	配点	提案依頼事項等	提出
第1 企業評価	1 企業の実績	5	国、都道府県又は政令指定都市での総務事務システム又はポータル・グループウェアの開発実績	必須
	2 企業の取組・資格等	5	ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマークなど、本調達に有益と考える企業としての取組・資格等及びその有益と考える理由	必須
	3 地域貢献	5	県内経済活性化の観点から、本調達業務を実施するに当たり県経済、雇用等に貢献できると思われる内容	必須
第2 基本要件	1 業務基本要件	5	本システムを構築するに当たっての基本的な考え方及び設計思想	必須
第3 機能要件	1 業務・機能要件（機能一覧）	1,000		
	職員ポータル	(150)	各項目に関する提案。「標準」「カスタマイズ」「代替提案」「実現不可能」の別及びシステムへの実装方法を説明すること。	必須
	共通機能	(170)		必須
	旅費	(180)		必須
	服務	(180)		必須
	給与	(180)		必須
	福利厚生	(80)		必須
第4 業務要件	人事	(60)		必須
	1 帳票要件	5	帳票等に関する利用者の利便性向上に資する事項	必須
	2 画面要件	30	画面等に関する利用者の視認性向上に資する事項	必須
第5 操作性要件	3 システム連携要件	30	他システム等との適切な連携及び外部インターフェース構築に資する事項	必須
	1 操作性	60	画面遷移、操作性向上及び操作ミス防止に資する方策	必須
第6 信頼性要件	2 アクセシビリティ	5	アクセシビリティに係る一般的な事項	必須
	1 信頼性	15	信頼性向上に資する事項	必須
	2 拡張性	60	本システムの拡張性向上に資する事項	必須
	3 上位互換性	5	上位互換性向上に資する事項	必須
第7 セキュリティ 要件	4 システム中立性	5	本システムの中立性向上に資する事項	必須
	1 システムに係るセキュリティ	15	本システムに係る情報セキュリティ対策の向上に資する事項	必須
第8 開発要件	2 ユーザ区分と権限	15	利用権限管理に資する事項	必須
	1 スケジュール	30	本調達の導入期限までの完成に資する事項	必須
	2 開発環境	5	仕様書本文に記述した内容を満足する開発環境に係る内容	必須
	3 作業体制	15	本調達の適正かつ確実に達成するために有効な作業体制及び担当技術者の資格及び実務経験	必須
	4 役割分担	5	本システム開発における県と受託者との作業分担	必須
	5 管理	30	本システム開発を適正かつ確実に達成するために有効な管理方法	必須

第9 セキュリティ (構築段階)	1 セキュリティ(構築段階)	5	構築段階における情報セキュリティ対策	必須
第10 移行要件	1 システム移行	30	適切かつ有効なシステム移行に資する方策	必須
	2 データ移行	5	適切かつ有効なデータ移行に資する方策	必須
	3 職員研修	15	システムの円滑な導入に向けた、利用者等による適切なシステム利用に資する研修内容	必須
第11 テスト・検収	1 テスト	15	適切かつ有効なテストの実施内容	必須
第12 ドキュメント	1 ドキュメント規定	5	本システムのドキュメントについての適正な記述や管理に対する事項	必須
第13 システム運用・保守	1 運用・保守	60	本システムの稼働後、安定かつ効率的な運用・保守の実現に関する事項	必須
	2 S L A要件	10	本システムの稼働後、運用・保守の品質が確保されるサービスレベル	必須
	3 マニュアル	5	職員が利用するマニュアルに関する事項	必須
		1,500		

(別表第2)

分野	配点	比率(%)
第1 企業評価	15点	1.00%
第2 基本要件	5点	0.33%
第3 機能要件	1,000点	66.67%
第4 業務要件	65点	4.33%
第5 操作性要件	65点	4.33%
第6 信頼性要件	85点	5.67%
第7 セキュリティ要件	30点	2.00%
第8 開発要件	85点	5.67%
第9 セキュリティ(構築段階)	5点	0.33%
第10 移行要件	50点	3.33%
第11 テスト・検収	15点	1.00%
第12 ドキュメント	5点	0.33%
第13 システム運用・保守	75点	5.00%
合計	1,500点	100.00%

総務事務課

公告

平成30年5月14日、河東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成30年5月14日、上伊那美和土地改良区の管理規程を認可しました。

平成30年5月21日

長野県知事 阿部 守一

概要

鷹岩頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項

第3章 点検および整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雜則

農地整備課

公告

伊那市春富土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月21日

長野県上伊那地域振興局長 堀田文雄

理事**新任**

氏名 住 所

新井辰男 伊那市東春近74番地4

飯島廣 伊那市東春近2738番地

保科師昭 伊那市東春近3919番地2

伊東正幸 伊那市東春近6722番地

下平和幸 伊那市富県4599番地1

小松研 伊那市富県5623番地2

田畠成敏 伊那市富県7966番地2

田中博文 伊那市富県9240番地2

重任

氏名 住 所

伊藤覚 伊那市東春近2263番地

奥村徳一 伊那市東春近1843番地1

伊東忠雄 伊那市東春近4745番地

伊東智憲 伊那市東春近9520番地

織井秀夫 伊那市東春近9195番地1

埋橋良範 伊那市富県5658番地

酒井卓美 伊那市富県8485番地

退任

氏名 住 所

井上博司 伊那市東春近151番地

加藤正光 伊那市東春近2579番地

唐澤今朝吉 伊那市東春近4060番地

田中美喜雄 伊那市東春近3874番地

春日正策 伊那市富県4567番地

守谷勇一 伊那市富県5305番地1

伊藤英機 伊那市富県8182番地3

戸田秀樹 伊那市富県9621番地

監事**新任**

氏名 住 所

下平成男 伊那市東春近1880番地

野溝文隆 伊那市東春近2456番地

北澤克己 伊那市富県9219番地

退任

氏名 住 所

酒井繁 伊那市東春近2286番地

伊東正幸 伊那市東春近6722番地

小牧崇 伊那市富県5555番地

農地整備課

公告

河東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月21日

長野県長野地域振興局長 吉澤猛

監事**新任**

氏名 住 所

安藤和人 長野市若穂綿内2276番地

穂刈和好 須坂市大字九反田294番地イ

佐藤善一 須坂市大字八重森296番地の1

川口恭司 須坂市大字小河原1480番地1

退任

氏名 住 所

宮沢登 長野市若穂綿内8441番地の1

富澤良男 須坂市大字中島56番地

松澤吉憲 須坂市大字八重森261番地の1

森山達雄 須坂市大字小河原3983番地の1

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成30年5月21日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- | | |
|-----------|---|
| 1 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路 |
| 2 指定の年月日 | 平成30年5月7日 |
| 3 指定道路の位置 | 吉野線
起点 安曇野市豊科2315-1
終点 安曇野市豊科2453-1 |
| 4 指定道路の延長 | 359.00メートル |
| 5 指定道路の幅員 | 12.00メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年5月21日

長野県諏訪建設事務所長 丸 山 義 廣

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 指定番号 | 諏訪第1027号 |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3 指定の年月日 | 平成30年2月13日 |
| 4 指定道路の位置 | 茅野市ちの字大町901-4 |
| 5 指定道路の延長 | 33.325メートル |
| 6 指定道路の幅員 | 4.02~4.08メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年5月21日

長野県飯田建設事務所長 坂 田 浩 一

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 指定番号 | 飯田第316号 |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3 指定の年月日 | 平成30年4月10日 |
| 4 指定道路の位置 | 下伊那郡高森町吉田379-2、379-5 |
| 5 指定道路の延長 | 32.61メートル |
| 6 指定道路の幅員 | 4.40メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年5月21日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 松本第340号 |
| (2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| (3) 指定の年月日 | 平成30年3月20日 |
| (4) 指定道路の位置 | 安曇野市穂高柏原2830-6、2830-7 |
| (5) 指定道路の延長 | 25.32メートル |
| (6) 指定道路の幅員 | 5.30メートル |
| 2(1) 指定番号 | 松本第341号 |
| (2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| (3) 指定の年月日 | 平成30年5月2日 |
| (4) 指定道路の位置 | 安曇野市穂高7025-4 |
| (5) 指定道路の延長 | 27.61メートル |
| (6) 指定道路の幅員 | 4.04メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成30年5月21日

長野県長野建設事務所長 新 家 智 裕

- | | |
|-----------|--|
| 1 指定番号 | 長野第853号 |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3 指定の年月日 | 平成30年3月29日 |
| 4 指定道路の位置 | 千曲市大字内川字押堀1221-1の一部、1221-10、1229-2、1229-3の一部、1229-4、大字寂蔵字大土腐451-9、451-18、451-19、451-20、451-21、451-22、451-23、451-24、451-25、451-26、451-27、464-1の一部、464-3 |
| 5 指定道路の延長 | 79.02メートル |
| 6 指定道路の幅員 | 5.00メートル
6.00メートル
4.79メートル |

建築住宅課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成30年5月21日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬警備業務（2級）	平成30年9月2日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区 分	科 目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項。 (3) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。 (4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
実技試験	(1) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。 (2) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に実施され、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成30年7月3日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成30年8月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書

面（住民票の写し等）

- イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）
ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年5月21日

長野県警察本部長 内藤浩文

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

車両用信号灯器 318灯

歩行者用信号灯器 316灯

車両用矢印灯器 57灯

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課施設室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成30年5月9日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日本信号株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

5 落札金額

28,181,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成30年3月29日

会計課